建築工事特記仕様書

令和８年４月版

千葉市都市局建築部営繕課

建築工事特記仕様書（令和８年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：　千葉市立土気南中学校外部改修工事(その１)

２　工事場所：　千葉市緑区あすみが丘４丁目３８番地

３　敷地面積：　25,997 ㎡

４　構造規模：建築面積：　　㎡、延床面積：　4,483　㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物
校舎⑤棟	RC	3		1,774	7項	・特定　■非特定
屋内運動場	RC	3		2,465	7項	・特定　■非特定
ﾌﾟｰﾙ付属屋	RC	1		94	7項	・特定　■非特定
部室	S	1		101	7項	・特定　■非特定
倉庫	S	1		49	7項	・特定　■非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定

５　別途工事：

・他工事との取合いは別図による。

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機改標」という。）、

「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という。）

「公共建築木造工事標準仕様書（（令和７年版）（以下「木仕」という。）

による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。

（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。

（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。

（□印のないものは、※印のものを適用する。）

（４）項目下部に記載の（　　．　．　）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。

（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（４）「営繕工事写真撮影要領」　（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

項　目	特　記　事　項
1　一般共通事項（全工事共通事項）	
1　工事実績情報の登録 （建標、電標、機標1.1.4）	請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。
2　施工体制台帳 （建標 電標 機標1.1.5）	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
3　環境への配慮 （建標、電標、機標1.4.1）	（1）本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 　また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。 （2）千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 　公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）
4　工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
5　工事の保険	（1）受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 　なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。 （2）本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
6　公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。 （1）資材・廃土運搬時の環境配慮 （2）工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 （3）基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 （4）建設副産物の発生抑制及び再利用の推進
7　施工中現場への安全パトロールについて	工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。 なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。
8　安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
9　低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止	低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人１者につき、各１回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。 なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。
10　総合評価落札方式による技術提案等	総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。 （1）技術提案に基づく施工 　受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。 （2）技術提案が履行されない場合の措置 　受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとし

	て、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに５点を減じる。
11　工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
12　ワンデーレスポンスの実施	（1）本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
13　調査に対する協力	（1）受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 （2）受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア　調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
14　過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
15　近隣への配慮	本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。 （1）本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 （2）本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 （3）喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
16　VE 提案	制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。 VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。
17　施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
18　技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
19　防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
20　中間技術検査 (建標 電標 機標 1.6.2)	以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。 ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外　・非該当）。 （1）当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６か月以上の工事 （2）「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む） （3）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用） ※実施時期・回数は、監督職員の指示による。
21　社内検査	下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。 （1）当初請負契約金額１億円以上の工事 （2）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用）

22　現場代理人の取扱い	本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。 （1）請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること （5）兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。
23　監理技術者の取扱い	本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （3）請負代金の額が2億円未満であること。 （4）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。 （5）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。 （6）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。 （7）兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。
24　従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。
25　デジタル工事写真	小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。 （1）受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。 また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。 （2）受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 （3）工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。 （4）受注者は納品時に、URL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
26　設計変更	本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。
27　ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。
28　建設キャリアアップシステム活用工事	本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建築工事建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

29　細目別内訳書の提出	千葉市建設工事請負契約約款第３条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。
30　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
2　一般共通事項（選択事項）	
1　電気保安技術者 （建標1.3.3、電標1.3.2、機標1.3.2）	適用する。 ・ ・
2　施工条件 （建標1.3.5,電標1.3.3、機標1.3.3）	・仮設計画図による ・居ながら施工 ・ガラスの撤去及び新設の時期は、学校協議による。 ・避難所への再生可能エネルギー等導入事業の太陽光パネル設置校 （１）太陽光パネルの撤去再設置は、避難所への再生可能エネルギー等導入事業者（以下「事業者」という。）が行う。 （２）太陽光パネルの撤去時期は、原則屋上防水改修の開始前とするが、撤去には発注者から事業者に依頼後2か月程度の期間を要するため、受注者は契約後速やかに屋上防水改修の開始予定時期を監督職員に通知すること。 （３）太陽光パネルの再設置時期は、発注者が屋上防水改修の完了を確認した後とする。
3　発生材の処理等 （建標1.3.11、電標1.3.9、機標1.3.9）	（１）建設副産物等 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。 ア　工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。 「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。 イ　請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各１部提出する。 ウ　建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。 エ　建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、１部提出すること。 オ　建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。 カ　舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。 キ　再資源化等をする施設の名称と所在地

資材の種類	施設の名称	所　在　地
コンクリート	（株）共同土木	千葉市若葉区野呂町1662-1
アスファルト塊	（株）共同土木	千葉市若葉区野呂町1662-1
木材	（株）千葉環境ビジネス	千葉市若葉区中野町1691-7

※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと

ク　産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。

（ア）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）

（イ）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。

（２）建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等した施設名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（ア）建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

（イ）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

（ウ）書面は施工計画書に添付するものとする。

エ　分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

（３）建設発生土の処分

ア　建設発生土の搬出

・発生土なし　　・発生土あり

・搬出あり　　名称及び所在地：

受入れ時間帯　：

仮置き等　　：

搬出調書等　　：

地質分析　　：　　・する　　・しない

※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと

・搬出なし　　・構内指示の場所にたい積　　・構内指示の場所に敷き均し

イ　建設発生土の工事間利用

・利用あり　（　　建設工事、　　課発注）

ウ　建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100㎥以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

エ　受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が5,000㎥以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面又は図面により協議を行うこと。

4　材料・機材の品質等 （建標、電標、機標 1.4.2）	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、㈳公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS 及び JAS マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・機器仕様は、（　・製造者の標準仕様　　・国土交通省仕様）とする。 ・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
5　技能士 （建標、機標 1.5.2）	適用する作業は下記による。 作業種別：　　職種：
6　見本施工の実施 （建標 1.5.5、電標 1.5.3、機標 1.5.4）	見本施工の部分・部品（　　）
7　化学物質の濃度測定 （建標 1.5.9、電標 1.5.7、機標 1.5.8）	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定方法　　・パッシブ法　　・アクティブ法 着工前の測定　　・行う 測定対象室　　・図示　　・室名（　　） 測定箇所数　　・図示　　・箇所数（　　） 報告の様式等については、監督職員との協議による。
8　完成図等 （建標 電標 機標 1.7.1） （表 1.7.1）	・完成図　二ツ折り製本　A4 版（縮刷版）　　２部 ・保全に関する資料　　２部 ・材料、機器完成図　　部 ・保全情報システム入力シート　　１部 ・電子納品　　２組 千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（令和５年４月版）による。 詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。 施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で３部提出する。（２部は写し可） （保証書） ・塩ビシート防水　　工事目的物の引渡し日から　10 年間 ・ウレタン塗膜防水　　工事目的物の引渡し日から　10 年間 ・外壁改修(下地、仕上)　　工事目的物の引渡し日から　3 年間
9　概成工期	適用する　（　年　月　日）
10　設計 GL	・図示　　・設計 GL　＝　現状 GL
11　工事用水	構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
12　工事用電力	構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
13　補助事業	本工事は国庫補助事業である。
14　週休２日促進工事	本工事は「千葉市建築工事における週休２日促進工事実施要領」に基づく、週休２日促進対象工事で

	ある。 ・完全週休２日（土日）Ⅰ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする。 ・完全週休２日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、通期の週休２日に取り組むものとする。
15　情報共有システム （建標、電標、機標1.1.5）	本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
16　遠隔臨場 （建標、電標、機標 1.1.14）	本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
17　アスベスト含有建材の事前調査	大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。届出書等は環境規制課ホームページ「大気汚染防止法及び千葉市要綱に基づき必要な届出書等や作業時の注意事項」URL（https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa）による。
18　共通費実態調査	本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事　共通費実態調査」からダウンロードするものとする。
19　工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 （１）作業不能日数：３日間 （２）上記（１）は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和 ２年～ ６年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。 （３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
20　契約金の支払い方法について	本工事は会計年度が２か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。 なお、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対応する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とし、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とする。

3　仮設工事

1　足場等

[建改標2.2.1] [表2.2.1]	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 材料、撤去材等の運搬 ・Ａ種　[・]Ｂ種　・Ｃ種　[・]Ｄ種　・Ｅ種

2　騒音・粉じん等の対策

[建改標2.1.3]	[・]防護シートによる養生 ・防音パネルによる養生 ・防音シートによる養生

3　養生

[建改標2.3.1]	[・]既存部分の養生　[・]ビニルシート等　・ 図示　・ ・既存家具等の養生　・ビニルシート等　・図示　・ ・固定家具等の移動　・ビニルシート等　・図示

4　仮設間仕切

[建改標2.3.2]
[表2.3.1]

種別	下地	仕材（厚mm）	充てん材	塗装
・Ａ種 ・Ｂ種	・軽量鉄骨 ・木下地	・合板（※9.0　・　　） ・せっこうボード（※9.5 ・12.5　）	・グラスウール 厚さ50mm	・無し ・片面
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
・仮設扉	・木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度　・ ・片面フラッシュ程度 ・		・無し ・有り

5　監督職員事務所

[建改標2.4.1]	・構内に設置 監督職員事務所の規模 ・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度 監督員事務所に設ける設備、備品の種類、数量 ・監督職員の指示による ・既存建物内の一部を使用

6　仮囲い等

	[・]仮囲い [・]成形鋼板（[・]H＝2.0m　・H＝3.0m ） [・]クロスゲート（[・]H＝1.8m、W＝6.0m　・H＝　m、W＝　m） ・シートゲート（・H＝1.8m、W＝6.0m　・H＝　m、W＝　m） ・パネルゲート（・H＝　m、W＝　m） ・仮設通路　設置箇所　・図示による　・ [・]仮設便所　設置する [・]交通誘導員　（・常駐　[・]必要に応じて）

4　土工事

5　地業工事

6　鉄筋工事

7　コンクリート工事

8　鉄骨工事

9　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1　補強コンクリートブロック造

(建標8.2.2)
(建標8.2.3)
(建標8.2.5)
(建標8.2.7～8)

材料

適用箇所	ブロックの種類（断面形状及び圧縮強さによる区分）	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		備考
			長さ	高さ	

モルタルの調合(容積比)
※ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合
※標準仕様書 表8.2.1による　・
・

各部の配筋　・図示による　・

目地仕上げ　・押し目地仕上げ　・化粧目地仕上げ

まぐさを受ける開口部両側のブロックにおいて、モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲
・図示による　・

2　コンクリートブロック帳壁及び塀

(建標8.2.3)
(建標8.3.2)
(建標8.3.3)
(建標8.3.4)
(表8.3.1)

材料

適用箇所	ブロックの種類（断面形状及び圧縮強さによる区分）	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm)		備考
			長さ	高さ	
※標準仕様書 表8.3.1	※空洞ブロックC(16)				
・	・				
・	・				

適用箇所が塀の場合で化粧有りのブロック
・適用する(適用箇所：　　)　・適用しない

モルタルの調合(容積比)
※ブロックの区分がA(08)、B(12)、C(16)の場合で、目地幅が10mm程度の場合
※標準仕様書 表8.2.1による　・
・

鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状
・図示による　・

各部の配筋　・図示による　・

３　ＡＬＣパネル

(建標8.4.2～5)
(表8.4.2～4)

パネルの区分			単位荷重 (N/m²)	厚さ (mm)	幅及び厚さ(mm)	耐火性能 (時間)	構法の種別
用途	形状	表面加工					
・外壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・100 ・	・図示	・有(1)	・A種 ・B種
・間仕切壁用	・一般 ・ｺｰﾅｰ	・平 ・意匠		・100 ・	・図示	・有(1) ・無	・C種 ・D種
・屋根版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(0.5)	・F種
・床版用	―	―		・100 ・	・図示	・有(　　) ・無	

パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材
　・図示による　　・
・外壁パネル構法
　耐風圧性能(　　)
　耐震性能　(　　)
　パネル幅
　　・300未満(・図示による　　・　　)
　パネルの短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅
　　※10～20mm　　・図示による
　伸縮目地への耐火目地材の充填
　　・適用する　　・適用しない

・間仕切壁パネル構法
　耐震性能　(　　)
　パネル幅
　　・300未満(・図示による　　・　　)
　パネルの短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅
　　※10～20mm　　・図示による
　伸縮目地への耐火目地材の充填
　　・適用する　　・適用しない

・屋根及び床パネル構法
　耐風圧性能(　　)
　耐震性能　(　　)
　パネル幅
　　・300未満(・図示による　　・　　)

４　押出成形セメント板(ＥＣＰ)

(建標8.5.2～5)
(表8.5.1～2)

パネルの種類	形　状	厚さ(mm)	幅 (mm)	工法の種別	備考
・外壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・A種 ・B種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			
・間仕切壁パネル	・F(フラットパネル)	・50・60・	600	・B種 ・C種	
	・D(デザインパネル)	・50・60			
	・T(タイルベースパネル)	60			

・外壁パネル工法
　耐風圧性能(　　)
　耐震性能　(　　)

・間仕切壁パネル工法
　耐震性能　（　　）

耐火構造以外の目地及び隙間の処理
　※パネルの製造所の使用による　　・
パネル幅の最小限度
　・300mm 未満　（・図示による　　・　　）

パネルの相互の目地幅

	パネル幅	
	900mm 以下の場合	900mm を超える場合
長辺の目地幅	※10mm 以上　　・	※15mm 以上　　・
短辺の目地幅	※15mm 以上　　・	※15mm 以上　　・

出隅及び入隅のパネル接合部の伸縮目地の目地幅
　※15mm 程度(シーリング材を充填)　　・図示による

溝堀及び開口部の措置
　やむを得ず設備開口等を設ける場合のパネルの開口寸法等の限度
　　・図示による　　・

１０　防水改修工事

1　シーリング

[建改標3.1.4]
[建改標3.7.3～7]
[表3.1.1～2]
[表3.7.1]
[建解共5.4.4]

工法の種類	施工箇所	目地寸法
シーリング充填工法	外壁	・幅 20mm 以上 深さ 10mm 以上（コンクリート打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地）
		・幅 5mm 以上 深さ 5mm 以上（ガラス回り目地）
		・幅 10mm 以上 深さ 10mm 以上（上記以外）
シーリング充填工法	建具廻り	・幅 20mm 以上 深さ 10mm 以上

接着性試験
・簡易接着性試験　　・引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
①１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
　工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取しシーリング材種についての判定を行うこと。判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合監督職員と協議する。
②２次分析（ＰＣＢ含有分析）
　ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに監督職員に報告すること。
　　１）採取箇所　　計（　　）箇所
　　２）採取方法　　分析機関の指定する方法により採取する
　　３）分析方法　　ＧＣ－ＥＣＤ法による（JIS K 0114）
　シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
　　１）除去方法　　改修標仕 3.7.5 (1) による
　　２）処理方法　　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、PCB が含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

2　アスファルト防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.3.3]
[建改標3.3.5]
[表3.1.1]
[表3.3.3～10]

工法の種類	種別	施工箇所

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
　※表 3.3.3 から表 3.3.9 による
　・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.3.3、表 3.3.4、表 3.3.8 及び表 3.3.9 による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
・
絶縁用シート
・ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上のもの
・ポリプロピ レン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m²程度）
屋根保護（露出）防水断熱工法の断熱材
（　材質　　、厚さ　　mm、張りじまい位置　　）
防水立上り部の保護方法　・乾式保護材　・れんが　・コンクリート　・屋内等モルタル

3　改質アスファルトシート防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.4.2～3]
[表3.1.1]
[表3.4.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.4.1 から表 3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.4.1 から表 3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R種　　・N種
厚さ　　・　　mm以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
露出防水断熱工法の場合に用いる発泡プラスチック断熱材　（　種類　　、厚さ　　mm　）

4　合成高分子系ルーフィングシート防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.5.2～3]
[表3.1.1]
[表3.5.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所
ＰＯＳ ＬＯＳ	Ｓ－Ｆ２ Ｓ－Ｍ２	校舎

ルーフィングシートの種類及び厚さ
※、表 3.5.1、表 3.5.2 及び表 3.5.3による
・

固定金具の材質及び形状
材質　　※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの銅板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
・
厚さ　　※0.4mm以上　　・

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数
種類　　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・
設置数量　※ルーフィングシートの製造所の仕様

・　　個

断熱工法(SI-M1、SI-M2)の場合の防湿用フィルム
・設置する　　・設置しない
接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理
・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
PCコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1、SI-F1の場合)
・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示による　　・

5　塗膜防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.6.3]
[表3.1.1]
[表3.6.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所
ＬＯＸ	Ｘ－２	校舎、屋内運動場、プール付属屋

Ｘ－１の場合、脱気装置の設置数量は25～100m2に1箇所程度
仕上げ塗料塗り（・シルバー　・カラー）
Ｘ－２の場合、仕上げ塗料塗り（・シルバー　・カラー）
Ｙ－２の場合、保護層　（・適用する　・適用しない）

6　とい

[建改標3.8.2～3]
[表3.8.1～4]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・配管用鋼管			
	・硬質ポリ塩化ビニル管	100、75	校舎　その他	
	・ステンレス鋼板			
軒どい	・硬質ポリ塩化ビニル		屋内運動場その他	

とい受金物および足金物の材種　（・ステンレス　　・溶融亜鉛メッキ）
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法（　　）

7　アルミニウム製笠木

[建改標3.9.2～3]
[表3.9.1]
[表5.2.2]

部材の種類	・押出し２５０形　・押出し３００形　・押出し３５０形 ・板折り曲げ形（本体幅　　mm, 板厚　　mm）　　形式
表面処理の種別	・ＡＢ－１種　・ＡＢ－２種　・ＡＣ－１種　・ＡＣ－２種 ・ＢＡ－１種　・ＢＡ－２種　・ＢＢ－１種　・ＢＢ－２種 ・ＢＣ－１種　・ＡＣ－２種　・Ｃ種
笠木の下地補修	・行う　　工法（　　） ・行わない

１１　外壁改修工事

1　施工数量調査

[建改標1.6.2]

調査範囲　・外壁改修範囲　　・図示の範囲
調査報告書の部数　　１部
調査内容
①ひび割れの幅及び長さを壁面に表示
②ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査
③モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示
④欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑤塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑥既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認

2　ひび割れ部改修工法

[建改標4.2.4～6]

ひび割れ幅0.2㎜未満の場合
　・改修しない　　・シール工法
ひび割れ幅0.2～1.0mmの場合
　樹脂注入工法　（・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法　　・　　）
　確認検査　・行う（コア抜き取り）抜き取ったコアは監督職員が確認した後、適切に処分すること。
　　抜き取り部の補修方法（・エポキシ樹脂モルタル　　・ポリマーセメントモルタル）
　　・行わない
ひび割れ幅1.0mmを超える場合
　Ｕカットシール材充てん工法（既存Ｕカットシール材充てん工法で補修している箇所も改修する）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	・１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ・行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

3　欠損部改修工法

[建改標4.2.4]
[建改標4.2.8]
[建改標4.3.9～10]

・充填工法　材料（・エポキシ樹脂モルタル　　・ポリマーセメントモルタル）
・モルタル塗替え工法

4　浮き部改修工法

[建改標4.3.11～12]

改修工法
　改修範囲0.25㎡程度未満の場合　アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
　改修範囲0.25㎡程度以上の場合　アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
　その他工法については、施工数量調査後に必要に応じて監督職員と協議すること。
アンカーピン
　ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４㎜の丸棒で全ネジ切り加工したもの

５　タイル張り仕上げ外壁の改修

[建改標4.1.4]
[建改標4.4.1～7]
[建改標4.4.16]

ひび割れ部改修方法は自動式低圧エポキシ樹脂注入工法とする。
欠損部改修方法　（・タイル部分張替え工法　　・　　）
材料　　・タイル貼り付け材料　（・ポリマーセメントモルタル　　・　　）
　　・タイル　（品質・形状・寸法・色　等）　（・既存に合わせる　　・　　）
浮き部改修方法は「４浮き部改修方法」による
目地改修工法　（　・目地ひび割れ部改修工法　　・伸縮調整目地改修工法　）

6　既存塗膜等の除去及び下地処理

[建改標4.5.4]
[表4.5.4～7]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・既存仕上面全体　・図示	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法　30MPa程度以上	・既存仕上面全体　・図示	
・塗膜はく離剤工法	・既存仕上面全体　・図示	
・水洗い工法　　10MPa程度	・既存仕上面全体	

　既存塗膜除去部分は、下地調整C-2もしくはCM-2にて活膜部分との段差調整を行う

7　仕上げ塗材仕上げ

[建改標4.5.2]
[表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状等	工法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状	・ローラー　・吹付　・こて
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波形　・凹凸状	・ローラー　・吹付
・	・	

	・	・	

色彩計画については、施設管理者との協議により決定する

１２　建具改修工事

１　防火戸

[建改標5.1.4]	・建具表による　　・ ・防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について連動させる装置等 （・建具表による　　・　　）

２　見本の製作等

[建改標5.1.5]	建具見本の製作　　・行う(建具符号：　　)　・行わない 特殊な建具の仮組　・行う(建具符号：　　)　・行わない

３　防犯建物部品

[建改標5.1.7]	・適用する　(適用箇所　　・建具表による　　・　　) ・適用しない

４　アルミニウム製建具

[建改標5.2.2] [建改標5.2.4～5] [表5.2.1] [表5.2.2]	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 外部に面する建具の種別（・A種　　・B種　　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　） 表面処理 外部に面する建具　種別　（・BB-1種　　・BB-2種） 着色　（・標準色　　・特注色） 屋内の建具　　種別　（・BC-1種　　・BC-2種） 着色　（・標準色　　・特注色） 結露水の処理方法　　・図示による　　・ 水切り板、ぜん板　　・図示による　　・ 木下地の内付け建具　・適用する(建具の製造所の仕様)　　・適用しない 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

５　樹脂製建具

[建改標5.3.2] [建改標5.3.4] [表5.3.1] [表5.3.2]	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密 性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 外部に面する建具の種別　（・A種　　・B種　　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（・T-1種　　・T-2種） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　） 外部に面する建具の日射熱取得性の等級（　　） 表面色　　（・標準色　　・特注色） 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

６　鋼製建具

[建改標5.4.2] [建改標5.4.4] [表5.4.1] [表5.2.1]	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)、水密性等級(W-1)　（・適用する　　・適用しない） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　　・S-5　　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐震ドアとする場合　　面内変形追随性の等級（　　） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　）

７　鋼製軽量建具

[建改標5.5.2] [建改標5.5.3]	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)　（・適用する　　・適用しない） ・耐震ドアとする場合　面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級(　　)

	・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級(　　) 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板

8　ステンレス製建具

[建改標5.6.2] [建改標5.6.3]	性能値等(建具符号は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　・図示による） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　・S-5　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐痕ドアとする場合　面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級(　　) ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級(　　)

9　木製建具

[建改標5.7.2] [建改標5.7.4] [表5.7.2～3] [表5.7.8] [表5.7.10]	枠、くつずりの材料　（・建具表による　・図示による） ・フラッシュ戸 表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等	備考
・普通合板		
・天然木化粧合板		
・特殊加工化粧合板		
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	表面の状態による区分(　　) 曲げ強さによる区分(　　) 接着剤による区分(　　) 難燃性による区分(　　) ・(　　)	

引き戸の定規縁
・召し合せかまちをいんろう付きとする

・かまち戸（かまち樹種：　　、鏡板樹種：　　）

・ふすま
種別、工法　（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り　（・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度）
縁仕上　（・墜り縁　・生地縁(素地)　・生地縁(ウレタンクリヤー塗装)）

・戸ぶすま　表面材の種類、品質等(　　)

10　建具用金物

[建改標5.8.2～3]	握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付および取付位置 ・建具表による　・

11　鍵

[建改標5.8.4]	マスターキー　・製作する　・製作しない

12　自動ドア開閉装置

[建改標5.9.2] [表5.9.1～3]	戸の開閉方式　（・図示　・　　） 自動ドア開閉装置の性能 防錆の適用　（・適用する　・適用しない） 引き戸用検出装置の種類 種類　・光線(反射)センサー　・熱線センサー　・音波センサー ・光電センサー　・電波センサー　・押しボタンスイッチ ・タッチスイッチ(・無線式タッチスイッチ　・光電式タッチスイッチ) ・車椅子使用者便房スイッチ(・大形(開・閉)押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ) 凍結防止措置　（・適用する　・適用しない）

13　重量シャッター

[建改標5.11.2～3]	シャッターの種類　・管理用シャッター　・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター　・防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッター　耐風圧強度(　　)pa 安全装置の設置箇所 急降下制御装置又は急降下停止装置の設置個所(・図示　・　) 障害物感知装置の設置個所　(・図示　・　) 危害防止機構の設置個所　(・図示　・　) 管理用シャッターのシャッターケース（・設ける　・設けない） スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)

14　軽量シャッター

[建改標5.12.2～4]	開閉形式　(・手動式　・電動式(手動併用)) 耐風圧強度(　　)pa 電動式の場合の安全装置　障害物感知装置の設置個所　(・図示　・　) スラットの種類 ・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

15　オーバーヘッドドア

[建改標5.13.2～4] [表5.13.1～2]	風圧力区分(Pa)：・125　・100　・75　・50 収納形式による区分：・スタンダード形　・ローヘッド形 ・ハイリフト形　・バーチカル形 電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所　(・図示　・　)

16　ガラス

[建改標5.14.2] [建改標5.14.5]	適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組合せは建具表及び図示による ・フロート板ガラスの品質及び厚さの呼びによる種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ・型板ガラスの厚さによる種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ・網入板ガラス及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態、犀さの呼びによる種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ・合わせガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ・強化ガラス 形状による種類、材料板 ガラスの種 類による名称(呼び厚を含む)、特性による種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ・熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類、厚さによる種類 、性能による種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ・複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、 日射取得性及び日射遮蔽性による区分、乾燥気体の種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ・熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類、日射熱遮へい性及び耐久性による区分 ・図示(・建具表　・　)　・ ・倍強度ガラス 材料板ガラスの種類厚さによる種類 ・図示(・建具表　・　)　・ ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め具
アルミニウム製	・シーリング材　・建築用ガスケット
樹脂製	・建築用ガスケット　・グレイジングビード
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材　・
ステンレス製	・シーリング材　・

17　ガラスブロック積み

[建改標5.14.5]
[建改標5.14.5]

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	
			クリア	乳白
・正方形	・160×160	95	・	・
	・200×200	95	・ ・	・ ・
・長方形	・		・	・
	・		・	・

壁用金属枠及び補強材
・設ける(形状　・図示　・　)
・設けない
化粧目地モルタルの色(　)
シーリング材の種類　(　)
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　・図示による　・
形状　・図示による　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示による　・

１３　内装改修工事

１４　塗装改修工事

1　塗装改修工事

[建改標7章]　・建改標による

2　耐候性塗料塗り

[建改標7.8.1～4]
[建改標7.4.3]
[建改標7.2.3]
[表7.8.1～3]
[表7.2.2]
[表7.4.1]
[表7.4.3]

下地	上塗り塗料等級	錆止め塗料塗り（塗り工法種別）
鉄鋼面	・１級　・２級　・３級	・新規　Ａ種
		・塗替え（・Ａ種　・B種　・C種）

下地	上塗り塗料等級
亜鉛めっき鋼面	・１級　・２級　・３級

下地	種別
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・新　規（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種）
	・塗替え（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種 ・Ａ－２種　・Ｂ－２種　・Ｃ－２種）

3　クリヤラッカー塗り

[表7.6.1]　種別がＡ種の場合における着色に用いる塗料の種類

	・

4　ウレタン樹脂ワニス塗り

[表 7.11.1]	着色　・無　　・有（・油性顔料着色剤　　・溶剤系顔料着色剤）

5　ステイン塗り

[建改標 7.12.2]	オイルステイン塗りの仕様 ・図示による　　・

１５　ユニット及びその他工事

１６－１　環境配慮改修工事（アスベスト含有建材）

1　アスベスト除去工事共通事項

	①建築物等の解体等工事を行う場合は、「必要な知識を有するもの※」による事前調査を実施し、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の 14 日前まで）に書面で発注者へ報告すること。 ※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者 ②一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果を都道府県等へ報告すること。 ＜規模要件＞ 建築物の解体：対象の床面積の合計が 80 ㎡以上 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が 100 万円以上 ＜報告事項＞ 調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等 ＜報告の方法＞ 石綿事前調査結果報告システム ③石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込め、または囲い込みを行う場合は、都道府県等へ下記書類を届出ること。 作業開始前に提出が必要な書類 14 日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）」を千葉市環境規制課へ提出する必要があるため、21 日前程度までに監督職員に提出すること 作業完了後に提出が必要な書類 「石綿濃度測定結果等報告書（千葉市要綱）」 石綿濃度の測定　施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。 測定箇所 ＜作業開始前及び終了後＞ 建築物等の周辺 4 方向における敷地境界線上の 4 か所 ＜作業実施中＞ 建築物等の周辺 4 方向における敷地境界線上の 4 か所 集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合） 測定高さ　地上 1.5 m 測定方法　石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第９３号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等

2　アスベスト含有吹付け材の除去

[建改標 9.1.3]	石綿含有吹付け材等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

3　石綿含有保温材等の除去

[建改標 9.1.4]	除去方法 ・切断又は破砕 ・原形のまま、手ばらし ・

	処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

4　石綿含有成形板等の除去

[建改標9.1.5]	作業場所周辺の養生 ・行う　　・行わない 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

5　石綿含有仕上塗材の除去

[建改標9.1.6]	除去方法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

6　石綿含有接着剤の取り扱い

	対応方法 ・囲い込み　　・除去 除去する場合の除去方法 ・ 除去範囲 図示による 除去する場合の処分方法 「４石綿含有成形板等の除去」に準ずる

１６－２　環境配慮改修工事

1　外断熱改修工事

[建改標9.2.2～4]	断熱材の種類 材料：・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材 ・押出法ポリスチレンフォーム保温材 ・硬質ウレタンフォーム保温材 厚さ（mm）：・25 硬質ウレタンフォーム保温材の発泡剤による種類（・Ａ種　・　　） 外装材の種類 材料名：・ 防火性能： 既存外壁の仕上材の撤去　・有り　・なし 下地面の清掃及び下地調整　・断熱材製造所の指定する仕様 通気層　・有り（　　mm）　・なし 試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける 特記無き事項は、製造所の仕様による。

2　屋上緑化改修工事

[建改標9.4.1～3]	特記事項は図示

3　透水性アスファルト舗装改修工事

[建改標9.5.3～4] [表9.5.1] [表9.5.3] [表9.5.5] [表9.5.7]	路盤材料 ・再生クラッシャラン（ＲＣ－４０） ・クラッシャラン（Ｃ－４０）又はクラッシャランスラグ（ＣＳ－４０） 遮断層及び凍上抑制層の材料[建改標9.7.3] ・遮断層　・川砂、海砂又良質な山砂　・

厚さは図示
・凍上抑制層　・再生クラッシャラン　・クラッシャラン　切り込み砂利　・砂
厚さは図示
盛り土に用いる材料
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
路床安定処理
・添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（　　）　・消石灰（　　）
添加量　（　　）kg/m（目標ＣＢＲ　・5 以上　・　　）
路床土の支持力比試験　・行う（・乱した土　・乱さない土）
路床締固め度の試験　・行う
アスファルト混合物
車道部　・ポリマー改質アスファルトⅠ型
歩道部　・ストレートアスファルト
透水性舗装
アスファルト混合物の抽出試験　・行わない　・行う

１７　その他

1　他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による。

分類	No.	項目	建築	電気	機械
躯体関係	1	建物内のスラブ解体・復旧	○		
	2	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
	3	同上部の根切り埋戻し	○		
	4	躯体解体復旧部分のスリーブ・箱入れ（コンクリート部）	○	○	○
	5	建築構造体の鉄筋補強	○		
	6	コア抜き・配管後の穴埋め		○	○
	7	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め（補強不要箇所）		○	○
	8	撤去後の不要な箱等開口部の鉄筋補強および穴埋め	○		
	9	穴埋め後の仕上補修	○	○	○
	10	置床設置前の墨出し（置床工法の場合）	○		
外壁関係	1	外壁取付の給排気用ガラリ（接続フランジ付）	○		
	2	同上用ガラリチャンバー			○
	3	給気用ガラリ（フィルター共）	○		
	4	配管・換気扇等の取付用アルミパネル取付	○		
	5	同上アルミパネルの穴明け	○		
	6	外壁取付のウェザーカバー・ベンドキャップ取付			○
	7	同上コーキング処理			○
	8	換気扇等撤去後の不要となった開口部の閉塞	○		
	9	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め（補強不要箇所）		○	○
	10	穴埋め後の仕上補修	○	○	○
内装関係	1	軽量間仕切壁・天井下地の開口補強	○		
	2	補強を要するボードの開口	○		
	3	補強を要しないボードの開口		○	○
	4	不燃メラミン化粧板の開口	○		
	5	既存間仕切壁の切込み及び補強（軽鉄・木下地部）	○		
	6	配管配線更新に伴う天井の取外し復旧・補修	○		
	7	天井伏図の作成	○		
	8	天井伏図の開口部記入	○	○	○
	9	開口部の墨出し	○	○	○
	10	天井・壁・床の点検口取付	○		
	11	衛生器具類取付用の壁及び軽鉄下地補強	○		

		12	配管用ライニング	○		
		13	天井機器(天井扇、ダウンライト、スピーカー等)取付用の下地補強	○		
		14	和風大便器及び掃兼口まわりのコーキング	○		
	設備関係	1	システムキッチン・流し台・吊戸棚	○		
		2	シャワーユニット(搬入・据付共)	○		
		3	流し台・ガス台の水切り	○		
		4	流し台の水栓類・排水金物			○
		5	流し台・水切りの配管器具取付用の開口及び補強	○		
		6	給食室内排水溝及びグレーチング蓋	○		
		7	厨房排気フード(SUS 製)			○
		8	レンジフード本体			○
		9	洗面カウンター(開口及び補強)	○		
		10	衛生器具取付			○
		11	衛生器具(和風大便器を除く)周りのコーキング処理			○
		12	化粧鏡取付	○		
		13	手すり取付	○		
		14	紙巻器取付			○
		15	洗濯機パン、排水金具			○
		16	洗濯機パン用嵩上げ架台	○		
		17	機器取付用基礎(内部)	○		
		18	機器取付用基礎(外部)	○	○	○
		19	配管配線用の架台基礎		○	○
		20	機器取付用のアンカーボルト取付		○	○
		21	機器設置に伴うフェンス	○		
		22	厨房器具類の撤去	○		
		23	危害防止装置用電源	○		
	屋外関係	1	ルーフドレン	○		
		2	雨水排水管(排水溝まで)	○		
		3	U字溝	○		
		4	屋外排水管(汚水・雑排水・雨水)			○
		5	屋外排水桝及び蓋			○
		6	舗装改修部分の排水桝蓋取替及びレベル調整			○
		7	屋外配管工事に伴うはつり工事・土工事・舗装工事		○	○
		8	犬走り部分のはつり補修工事・舗装工事(コンクリート舗装)	○		
		9	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
		10	同上部の根切り埋戻し		○	○
		11	足洗場	○		
		12	屋外仮設足場	○		

千葉市建築工事特記仕様書（機械設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（〇印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	校舎					屋　外
空調（冷暖房）設備	〇					
換　気　設　備						
排　煙　設　備						
自動制御設備						
衛生器具設備						
給　水　設　備						
排　水　設　備						
給　湯　設　備						
消　火　設　備						
厨房器具設備						
ガ　ス　設　備						
排水処理設備						
さく井設備						
撤　去　工　事	〇					

２　設備概要

本工事は、千葉市立土気南中学校外部改修工事における機械設備工事である。

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	１　機械設備共通事項
１　技能士の適用 （機標1.5.2）	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付） ・熱絶縁施工（保温工事）
２　機材の工場検査	対象機材（・　・　・　）
３　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　）
4　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
5　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
6　足場・さん橋類	機改標第１編2.2.1によるほか下記による。

	・本工事にて設置とする。 ・別契約の関係受注者が設置する。 ・内部仮設足場等（・　　種　・　　種） ・外部仮設足場等（・　　種　・　　種）
7　埋戻し土・盛土	・根切り土の中の良質土　　・山砂の類
8　撤去材の引渡し	・なし　　・あり（・金属（・機器　　・ダクト　　・配管　　・その他の金属） ・　　・　　・　　・　　）
9　容量等の表示	・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
10　総合調整	・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　　・別途 ・風量調整　　・室内気流及びじんあいの測定 ・水量調整　　・騒音の測定 ・室内外空気の測定（・湿度　・温度）　・初期運転状態の記録 ・飲料水の水質の測定
11　非破壊検査等	非破壊検査等による埋設物の調査を行う。範囲は監督職員の指示による。 なお、検査費は（・本工事　　・別途）とする。
12　鋼板製煙道	ばい煙濃度計の取付座、ばいじん量測定口（直径 80mm 以上）伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。
13　吊り及び支持金物	屋外若しくは多湿部に使用するものはステンレス鋼製（SUS304）または溶融亜鉛めっき（2 種 35）処理を施したものとする。 （・槽内　　・　　）に使用するものはステンレス鋼製（SUS304）とする。
14　耐震措置	設備機器及び配管・ダクト等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014 年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。 下記に示す重要機器かつ１kN を超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 K_H 及び、設計用鉛直震度 $K_V=(1/2)K_H$ を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

【設計用水平地震度】

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地下階一階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

（注）1　上層階とは２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
（平屋建の場合はなし）

（注）2　水槽類には、オイルタンク等を含む。

（注）3　機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。
（・　　・　　）
あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。
あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し
（資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、

若しくはそれに準ずるもの）
作業段階確認写真

重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。

重要機器

・給水装置　・排水装置　・換気機器　・空調機器　・熱源機器　・防災設備
・消火設備　・監視制御設備　・ 危険物貯蔵装置　・火を使用する設備
・避難経路上に設置する機器

重要水槽

・受水槽　・消火用充水タンク

15　配管

地中埋設配管（排水管を除く）

・地中埋設標　・要（図示の場所）　・不要
・地中表示用テープ（アルミ箔付、２倍折）　・要　・不要

16　屋上配管架台

溶接部の非破壊検査　・要（　　）

17　保温

ゴムパッド敷きの上設置とする。
転倒等の恐れがなく、配管からの取り外しが容易で移動可能な構造とする。

機標第２編によるほか下記による。

・屋外露出部（・　・　・　・弁類含む　）は防凍保温を行う。その仕様は機標第２編3.1.4及び3.1.5とする。
　厚さは配管の呼び径25以下のものは50㎜、呼び径32以上のものは40㎜とする。
・共同溝、床下ピットの保温は（機標第２編　暗渠内）の施工箇所を適用する。
　ただし、塩ビライニング鋼管（VD）にて施工する場合は、保温を行わない。
・多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）
　（・浴室（ユニットは除く）　・脱衣室　・　　）
・冷水、冷温水、給水及び給湯用の屋内露出配管で、保温を行う呼び径65A以上の弁類は配管の保温仕様と同様とする。ただし、ストレーナの保温は標準仕様書のとおりとする。

【ダクトの保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
	各階機械室	・アルミガラスクロス
	主機械室	・アルミガラスクロス
	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板
屋外露出・多湿箇所（　　）		・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板 ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板

【配管の保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	各階機械室	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	主機械室	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	居室・廊下など	・合成樹脂製カバー　・鋼板製ダクト
	（　　）	・
屋外露出・多湿箇所（　　）		・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板 ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板　・鋼板製ダクト

18　塗装

屋内露出	・合成樹脂製カバー　・保温化粧ケース　・鋼板製ダクト
屋外露出	・ステンレス鋼板　・保温化粧ケース　・溶融アルミニウム亜鉛鉄板 ・鋼板製ダクト

【冷媒管の保温の外装】

19　電線

20　はつり

下記に指定する配管・ダクトは機標第２編3.2.1による塗装を行う。

屋内露出	倉庫・書庫	・ダクト　・金属電線管　・
	各階機械室	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	主機械室	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	居室・廊下など	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	（　　）	・
屋外露出・多湿箇所		・通気管　・

電線及びケーブルの規格は機標第４編1.5.1表4.1.11による。

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
壁はつりに関しては、（・配筋探査　・レントゲン撮影　）を行う。

2　空気調和（冷暖房）設備

1　設計温湿度

	外　　気		屋　　内					
			一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(B)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	34.8℃	58.0%	26.0℃	50.0%	℃	%	℃	%
冬季	2.2℃	41.7%	22.0℃	40.0%	℃	%	℃	%

2　ダクト

・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（・共板フランジ　　・スライドオンフランジ）
　　・アングルフランジ工法　　・スパイラルダクト）とする。
・高圧ダクト（適用範囲は図示による。）（・　　）とする。

3　チャンバー

1 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外寸法を示す。
2 空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りし
　たチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。
3 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

4　ダンパー

1 防煙ダンパー　　操作方式　瞬時通電式又は電動式（DC24V、0.7A 以下）
　　復帰方式　（・遠隔　・　　）定格入力はDC24V、0.7A 以下とする。
2 ピストンダンパー　復帰方式　（・遠隔　・　　）

5　ベントキャップ

1 型式　（・平型　・丸形（深型フード）　）
2 防火ダンパー　（・有　・無　）
3 付属品　（・防虫網　・防鳥網　）

6　配管材料

1 冷温水管　・
2 冷却水管　・
3 油管　　・
4 蒸気管　　給気管　・
　　還管　　・
5 膨張管、空気抜き管、ドレン管及び膨張タンクよりボイラ等への給水管は、配管用炭素鋼鋼管(白)とする。
6 結露水管　・配管用炭素鋼鋼管　　・硬質塩化ビニル管（VP）　・耐火二層管
　　・耐候性硬質ポリ塩化ビニル管　・空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管
　ただし、空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管は下記の場所では使用しないこと。
　　・外気が流入する箇所　・高温多湿箇所　・多量の結露水が流れる箇所
　なお、保温化粧カバー内に結露水管を入れる場合は、断熱ホースを使用してもよい。
7 補給水管　・

7　弁類

JIS 又は JV（・5K　　・10K（図示部分））
鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。
ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

8　油面制御装置

制御盤には（・給油ポンプ制御　　・満油警報　　・遠隔警報　　・電磁弁制御　　・返油ポンプ制御
・減油警報　　・　　）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配線配管は製造者の標準仕様とする。

9　保温及び消音内張り

機標第 2 編 3.1.4 による。ただし、下記については本仕様による。
　還りダクトの保温　　要（保温の厚さ 25mm、範囲は図示による）
　外気取入れ用ダクトの保温　要（保温の厚さ 25mm、範囲は外壁から 1m）
　排気ダクトの保温　　要（保温の厚さ 25mm、範囲は外壁から 1m）
　膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、機標第 2 編 3.1.4 の温水管の項による。
　建物内の空気抜き管は、機標第 2 編 3.1.4 の温水管の項による。
　空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、機標第 2 編 3.1.5 の排水管の項による。
　冷媒管の保温は、千葉市都市局建築部建築設備課の設備標準図による。

10　冷媒管管材

・銅管

11　冷媒（フロン類）の充填及び回収	・断熱材被覆銅管（国交省仕様）　　・断熱材被覆銅管（一般仕様） フロン類の充填及び回収を行った際は、充填証明書及び回収証明書を提出する。
３　換気設備	
１　ダクト	・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（・共板フランジ　　・スライドオンフランジ） ・アングルフランジ工法　　・スパイラルダクト）とする。 ・高圧ダクト（適用範囲は図示による。）（・　　）とする。 ただし、厨房用排気ダクトの板厚については千葉市火災予防条例に準ずる。
２　ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
３　ベントキャップ	1 型式　（ ・平型　・丸形（深型フード）　） 2 防火ダンパー　（ ・有　・無　） 3 付属品　（ ・防虫網　・防鳥網　）
４　排気ダクトのシール	・厨房系統　　・浴室（シャワー室、脱衣所含む）系統
５　チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
６　保温	下記のダクトは保温を行う。 全熱交換ユニット用の室外側ダクト　（保温の厚さ 25㎜） 多湿箇所のダクト　（保温の厚さ 50㎜） 外気取入れ用ダクト　（保温の厚さ 25㎜、範囲は外壁から 1m） 冷暖房居室の排気ダクト　（保温の厚さ 25㎜、範囲は外壁から 1m） スパイラルダクトの保温は、グラスウール保温板３２Ｋを使用してもよい。
４　排煙設備	
１　ダクト	・亜鉛鉄板　　・普通鉄板（厚 1.6㎜）
２　排煙口手動開放器（開放及び復帰方法）	・ワイヤー式　　・電気式（遠隔操作　・要　　・不要）
３　排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書（日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
５　自動制御設備	
１　電気計装工事の配線	使用する電線類はエコ（EM）電線とし、規格は機標第 4 編 1.5.1 表 4.1.11 の使用する電線の規格による。（機器・盤類は除く） 屋外、屋内露出の電線は、図面に特記がない限り金属電線管とする。 天井内隠ぺいの配管は、図面に特記がない限りケーブル配線とする。
６　衛生器具設備	
１　小便器用節水装置	・個別感知フラッシュ方式（・埋込　　・露出　　・一体型） 図面に特記がなければ、洗浄水量 4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。
２　大便器耐火カバー	・設ける（ピット内は除く）　　・設けない
３　衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、別途衛生器具ユニットの仕様表による。
４　大便器洗浄弁	図面に特記がなければ、洗風便器の洗浄水量は 8.5L/回以下とする。 電気開閉式洗浄弁を設置する際は、（・センサー式　・タッチスイッチ式）とする。

5　衛生器具付属水栓	水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定こま式とする。
6　手洗器	手洗器は止水栓付とする。
7　温水洗浄便座	機標第5編1.1.13によるほか下記による。 加熱方式：（・貯湯式　・瞬間式） 付加機能：（・温風乾燥機能　・擬音装置　・リモコン　　）
7　厨房機器設備	
1　システム	・ドライシステム
2　機器寸法	概略寸法とする
3　燃焼器具の固定	標準図（厨房器具据付け要領）による。
8　給水設備	
1　配管材料	1 上水配管 (1)一般配管　・塩ビライニング鋼管（・VB　・VD　　） ・ポリ粉体ライニング鋼管（・PB　・PD　　） ・被覆ステンレス鋼鋼管　・ステンレス鋼鋼管 厨房、浴室等のシンダー内配管は、塩ビライニング鋼管（VD）とする。 (2)地中埋設配管　・塩ビライニング鋼管（VD） ・ポリ粉体ライニング鋼管（PD） ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ・水道用ポリエチレン二層管（PE）（50A以下） ・建築設備用ポリエチレン管（PE） ※水道用ポリエチレン二層管は金属管継手接合、水道配水用ポリエチレン管は、電気融着接合とする ※敷地外配水管から量水器までは千葉県企業局または千葉市水道局の認定品とする。 2 雑用水配管 (1)一般配管　・塩ビライニング鋼管（・VA　　） (2)地中埋設配管　・塩ビライニング鋼管（・VD　　）
2　水栓	・台所流し用配管の水栓は泡沫式とする。 ・原則として、節水こま式とする。 ・水抜栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。（ただし、屋内は固定こま式とする。）
3　量水器	・親メーター（・貸与品　　） ・子メーター（・買い取り　　）
4　量水器桝	水道事業者指定品（・貸与品　・買い取り）
5　弁類	JIS又はJV（新鉛溶出基準適合品とする） ・水道直結部分（・10K　・5K） ・その他部分　（・10K　・5K） 呼び径65A以上の鋳鉄製の弁はライニング弁とする。
6　水栓柱	・合成樹脂製　・アルミニウム合金製　・人造石とぎ出し製　・ステンレス製　・不凍水栓柱
7　保温	機標第2編3.1.5による。ただし、下記の部分は本仕様による。 ・鋼板製高置タンクの保温（・要　・不要） ・鋼板製受水タンクの保温（・要　・不要）
8　引込納付金等	・要（・本工事　・別途）

	9　排水設備
1　配管材料	1 屋内汚水排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・耐火二層管　・硬質塩化ビニル管（VP） ・耐候性硬質塩化ビニル管(VP) 2 屋内一般排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・耐火二層管　・硬質塩化ビニル管（VP） ・配管用炭素鋼鋼管　・耐熱性硬質塩化ビニル管（HTVP） ・耐候性硬質塩化ビニル管(VP) 3 一般排水通気管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・耐火二層管　・硬質塩化ビニル管（VP） ・リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（RF－VP） ・耐候性硬質塩化ビニル管(VP) 4 屋外排水管　・硬質塩化ビニル管（VP）　・リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（RF－VP） ・遠心力鉄筋コンクリート管　・耐熱性硬質塩化ビニル管（HTVP） ・耐候性硬質ポリ塩化ビニル管 5 ポンプアップ配管　・排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 ・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP） 6 管の接合　・配管用炭素鋼鋼管（白）の接合には機標第 2 編 2.1.2.6 による、MD ジョイントを使用してもよい。
2　洗面器等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより 1 サイズアップとする。ただし器具トラップが 32A 未満の場合は排水管口径を 40A とする。 台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管（VP）でもよい。ただし、熱湯を利用する流し等の配管については、耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管（HTVP）（範囲は図示）を使用する。
3　放流納付金等	・要（・本工事　・別途）
4　ベントキャップ	1 型式　（・平型　・丸形（深型フード）　） 2 防火ダンパー　（・有　・無　） 3 付属品　（・防虫網　・防鳥網　）
	10　給湯設備
1　配管材料	給湯管の材料は（・銅管　・水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管　・ステンレス管）とする。 （・壁　・床）埋設をする場合は、（・保温付被覆銅管　　）を使用する。
2　弁類	JIS 又は JV（新鉛浸出基準適合品とする） （・5K　・10K（図示部分））
3　保温	湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は機標第 2 編 3.1.5 表 2.3.5 のｈ･(ｲ)・Ⅸによる。
	11　消火設備
1　配管材料	1 屋内消火栓用 (1) 一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch-40） (2) 地中埋設配管 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＰＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＰＳ（Sch-40）） 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＶＳ（Sch-40）） ・消火用ポリエチレン管（PE） 2 屋外消火栓用 (1) 一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch-40） (2) 地中埋設配管 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＰＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＰＳ（Sch-40）） 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＶＳ（Sch-40）） ・消火用ポリエチレン管（PE） 3 連結送水管用 (1) 一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白）

	・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch-40） (2)地中埋設配管（外面被覆鋼管） 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＰＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＰＳ（Sch-40）） 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＳＴＰＧ３７０ＶＳ（Sch-40）） 4 スプリンクラー用 (1)一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ※消火用ポリエチレン管は、電気融着接合とする。
2　保温	屋外露出配管は保温を行う。
12　排水処理設備	
1　設備方式	・雨水利用　・排水再利用　・厨房除害　・浄化槽
2　手続き等	官公署への手続き又は手続き変更は、受注者が代行処理する。
3　測定表	放流水質の測定表を提出する。
13　ガス設備	
1　ガス種別	・都市ガス（供給者名　　種類　　発熱量　　MJ/㎥） ・液化ガス
2　配管材料	・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ・液化ガス　(1)屋内　・配管用炭素鋼鋼管（白） (2)屋外露出　・ (3)地中埋設　・
3　充てん容器	・別途（・50kg　　）×　　本　・バルク
4　集合装置	・標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による。　　本組。
5　転倒防止等	・標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）による。
6　メーター	・親メーター（・貸与品　　） ・子メーター（・買取品　　）
7　漏洩検知装置	・要　・不要
8　ガス漏れ警報器	・本工事（図示による）　・別途
9　引込負担金等	・要（・本工事　・別途）
10　業務用自動ガス遮断弁及び制御盤	・本工事（図示による）　・別途
11　支持間隔	・ガス事業者の仕様による。
14　さく井設備	
1　ケーシング材料	・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・硬質塩化ビニル管（VP）
2　ボトム処理	行うこと。
3　スクリーン	パイプベース丸孔巻線型とする。（ケーシングが硬質塩化ビニル管の場合はその限りではない） 巻線材（・亜鉛めっき低炭素鋼　・ＳＵＳ）

4　スクリーン位置	ポンプストレーナと同一でない位置とする。
5　揚水試験	・予備揚水試験　　・段階揚水試験　　・連続揚水試験　　・水位回復試験 試験の方法は機標第7編第2章2.2.1による。
6　水質検査	・水道法全項目　　・必須項目
7　残泥土等の処理	汚泥：　・場外搬出適正処理 残土：　・場外搬出適正処理　　・場内敷均し 清水：　・場内水路等に適正処理
8　掘削方法	・パーカッション式　　・ロータリー式　　・ダウンザホールハンマ式
9　電気検層	測定方法　・連続測定　　・スポット測定（深度1mごと）
10　竣工時提出物	提出物は機標第7編第2章2.2.3により、提出部数は監督職員の指示による。

15　撤去工事

1　支持金物等	ダクト及び配管の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。
2　石綿含有調査	・定性分析　　・定量分析　　・分析費用は（・本工事　　・別途） 分析方法は「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長平成26年3月31日　基安化発0331第3号）による。
3　石綿撤去	・配管エルボ保温材　　・天井材　　・配管パッキン　　・外壁　　・ 関係法令に従い、適切に撤去を行うこと なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。 撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。 配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。 作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第５条及び同第４条） 石綿等の湿潤化（同第１３条）、保護具等の使用（同第１４条）、立入禁止措置（同第１５条） 作業主任者の選任（同第１９条）、作業者への教育（同第２７条）
4　石綿粉じん濃度の測定	下表による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。 除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。

測　定　時　期	測　定　場　所	測　定　場　所
処　理　作　業　前	処理作業室内 施工区画周辺又は敷地境界	・2点　　・3点　　・　点 4方向各1点
処　理　作　業　中	処理作業室内 セキュリティゾーン出入口 除じん装置排出吹出し口 施工区画周辺又は敷地境界	2点 1点 1点 4方向各1点
処　理　作　業　後 （隔離シート撤去前）		2点 4方向各1点

5　冷媒（フロン類）の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、機改標による。 (1)冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 (ｱ) 家庭用エアコン 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し (ｲ) 業務用エアコン 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し 破壊証明書 フロン回収行程管理票の写し (2)冷媒回収等の費用は（・本工事　　・別途）
6　発生材の処理等	特別管理産業廃棄物は（・　　）とする。

	再生資源化を図るものは（・　　）とする。 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。

千葉開府９００年記念ロゴマーク等の掲示に関する特記仕様書

１　千葉開府９００年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。

２　記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。

（１）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、ロゴマーク・キャッチコピーを公衆が見やすい場所へ掲示するものとする。

３　ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。

（１）　掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、下記に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。

（２）　使用にあたっては、「千葉開府９００年記念ロゴマーク及びキャッチコピーデザインガイドライン」を順守すること。

（３）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。

（４）ロゴマーク・キャッチコピーの表示方法は、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。

（５）記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
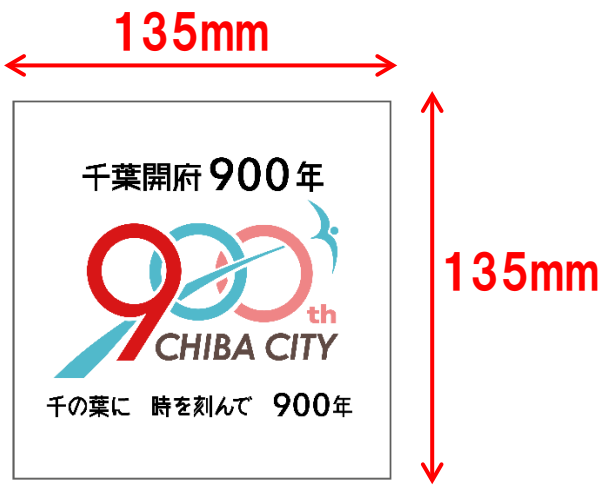
４　記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。